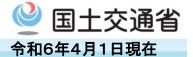
鉄道関係税制特例概要①



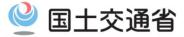
【鉄道一般税制】

項	B	税	目	措	置	内	容	適用期限	根 拠 条 文
市街地区域または飛行 周辺区域内のトンネル	場及びその	固定資	産税	非課税					地方税法第348条 第2項第2号の5
踏切道•踏切保安装置		固定資	産税	非課税				ı	地方税法第348条 第2項第2号の6
既設の鉄軌道と道路と せるために建設されたが		固定資	産税	非課税				-	地方税法第348条 第2項第2号の7
市街化区域における地 道路橋	下道•跨線	固定資	産税	非課税				_	地方税法第348条 第2項第2号の8
河川等の工事に伴い親された橋梁及び新設され 等に係る鉄道施設		固定資	産税	5年間 1/6. (水資源機構に			後5年間5/6)	ı	地方税法第349条の3 第14項
鉄軌道事業の本来事業	美用施設	事業所	近	非課税				_	地方税法第701条の34 第3項第20号
鉄軌道用地の評価		固定資	産税	沿接する土	.地価格の1	/3評価		-	平成19年総務省告示 第195号

【新線整備等関連税制】

項 目	税目	措	置	内	容	適用期限	根 拠 条 文
鉄軌道事業の許可等	登録免許稅	非課税 (路線の延長	をするものであっ	って、12km未満 <i>0</i>	つもの)	_	登録免許税法第2条
新規営業路線に係る鉄道施設	固定資産税		3、その後5年施設は、5年間)	—	地方税法第349条の3 第1項
新設された変電所施設	固定資産税	5年間 3/	5				地方税法第349条の3 第24項
都市鉄道利便増進事業により整備 された鉄道施設	固定資産税都市計画税		3 域内等のトン	ノネル 非課利	锐	R7.3.31	地方税法附則 第14条第2項、 第15条第15項

鉄道関係税制特例概要2



令和6年4月1日現在

【地域鉄道等関連税制】

項目	税目	措	置	内	容	適用期限	根 拠 条 文
鉄道事業再構築事業により譲渡を	登録免許税	0.5%(土地 の移転登記	也に設定され	育権の移転st ↓た地上権及 		Da 3 31	租税特別措置法 第83条の4
受けた土地・家屋	不動産取得税	非課税(土 取得税)	.地・家屋を	取得した際の	の不動産	וא א א	地方税法附則第10条 第7項
特定地方交通線等の無償譲渡に 係る固定資産	固定資産税	1/4				-	地方税法第349条の3 第18項
鉄軌道用車両等の動力源に供する 軽油	軽油引取税	非課税				F0 3 31	地方税法附則 第12条の2の7第3号
索道事業者が使用するゲレンデ 整備車等の動力源に供する軽油	軽油引取税	非課税				R9331	地方税法附則 第12条の2の7第5号
地域公共交通確保維持改善事業等 により取得した安全性向上設備	固定資産税	5年間 1/3	3			D/331	地方税法附則第15条 第10項
鉄道事業再構築事業により取得 した固定資産	固定資産税 都市計画税	5年間 1/4				D / 3 31	地方税法附則 第15条第17項

【新幹線等関連税制】

項目	税目	措	置	内	容	適用期限	根 拠 条 文
中央新幹線の事業の用に供する不動産	登録免許税	非課税				_	租税特別措置法 第84条
	不動産取得	党 非課税				_	地方税法第73条の4 第1項第38号
JR旅客会社から譲渡を受けた並行 在来線の鉄道施設	登録免許税	非課税				R13.3.31	租税特別措置法 第84条の2
	不動産取得	党 非課税				I RIXXI	地方税法附則第10条 第2項
	固定資産税 都市計画税		/2			R13.3.31	地方税法附則第15条 第9項
北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設	固定資産税	5年間 1/	6、その後5年	F間1/3		I	地方税法第349条の3 第12項
青函トンネル、本四連絡橋に係る 鉄道施設	固定資産税	1/6				_	地方税法第349条の3 第13項

鉄道関係税制特例概要③

【JR二島(※)・貨物関連税制】 ※JR二島会社: JR北海道、JR四国

項		税	目	措	置	内	容	適用期限	根 拠 条 文
JR二島会社の資本割		法人事	業税	資本金の2	倍を越える	金額を控除		R11.3.31	地方税法附則第9条 第1項
鉄道・運輸機構が債務等処理法 に規定する業務により取得したこ	I.	不動産耳	取得税	1/3				R9.3.31	地方税法附則第11条 第16項
JR二島会社の事業用固定資産		固定資 都市計		1/2(JR二島	島会社に貸し 付	けけられている資	発産を含む)	R9.3.31	地方税法附則 第15条の2第2項
JR二島・貨物会社が国鉄から承 た固定資産	終継し	固定資 都市計		3/5				R9.3.31	地方税法附則 第15条の3
貨物用高性能機関車		固定資	産税	5年間 2/3	(国鉄から承継	した機関車に限る	3)	R8.3.31	地方税法附則第15条 第6項

【バリアフリー・耐震関連税制】

項目	税	目	措	置	内	容	適用期限	根拠条文
低床型路面電車(LRT)	固定資	産税	5年間 1/3				R7.3.31	地方税法附則 第15条第11項
駅のバリアフリー化改良工事により 取得した鉄道施設 (エレベーター・ホームドアシステム)	固定資都市計		5年間 2/3				R7.3.31	地方税法附則第15条 第24項
首都直下地震・南海トラフ地震に 備えた耐震対策により取得した鉄道 施設	固定資	産税	5年間 2/3				R7.3.31	地方税法附則第15条 第26項

【環境関連税制】

項	a [税	目	措	置	内	容	適用期限	根拠条文
炭素生産性向上に資する鉄道車両 (※)		所得 法人	176	炭素生産性 税額控除10		可上 川償却50%以		租税特別措置法第42 条の12の7第3項	
		法人住 法人事		炭素生産性 税額控除59		可上 償却50%以.	Ŀ		租税特別措置法第42 条の12の7第6項
鉄道事業に利用される軽油		石油石		鉄道事業に ついて還付	利用される	6軽油に係る	R8.3.31	租税特別措置法 第90条の3の4	
低炭素化等に資する旅客用新規 鉄道車両	見	固定資	産税	JR·大手民 中小民鉄等				R7.3.31	地方税法附則第15条 第12項

[※]産業競争力強化法にもとづき認定を受けた事業適応計画に従って取得するもの

【その他税制】

項目	税	目	措	置	内	容	適用期限	根拠条文
一体化法(※)に規定する特定鉄道 事業者の資本割	法人	事業税	資本金等 <i>位</i> 控除	の金額の2/3	8に相当する	金額を	□ 1 ₹ ₹	地方税法附則第9条 第6項

[※]一体化法:大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法